

太田市一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構人材育成施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市の産業の人材育成施設機能の整備を図り、企業者及び市民の多様な利用を促進するとともに、ものづくり産業の更なる振興及び産学官の連携強化を図り、もって地域における産業集積の形成及び活性化を促進することを目的として、一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構（以下「機構」という。）が国の地域企業立地促進等共用施設整備費補助金を受けて実施する人材育成施設整備事業に対し、一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構人材育成施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第1項に規定する基本計画の集積区域内における企業立地促進のための施設又は設備の整備に要する経費のうち、機構が負担する経費に係る借入元金及び借入金利子等の経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を基準とし、予算の範囲内とする。

(書類の整備等)

第4条 機構は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付された補助金については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。